派 遣 先 所 属 岩手県商工労働観光部経営支援課

氏 名 遠山 知恵子(とおやま ちえこ)

派 遣 期 間 平成28年4月1日~平成30年3月31日

氏 名 古屋 賢二 (ふるや けんじ)、鳥澤 正則 (とりさわ まさのり)

稲田 存晃(いなだ さだあき)

派 遺 期 間 平成29年4月1日~平成30年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の経営支援課は、中小企業振興施策の策定及び被災中小企業復旧・復興支援事業費補助金(以下、「グループ補助金」という。)を担当するグループ、中小企業者の金融支援を担当するグループ及び商店街の活性化を担当するグループの3つに分かれています。

各グループに東日本大震災で被災した事業者の支援に関する業務があり、各都道府県から派遣されている職員が主にその業務を担当しています。

経営支援課の職員数は24名、そのうち8名が都道府県からの派遣職員となっており、経営支援課の業務の中で震災関連業務の割合が大きいことが伺えます。

各グループと担当する震災関連業務

グループ	震災関連業務
新事業・団体支援担当	グループ補助金に関する業務
金融担当	高度化スキーム貸付 債権買取に関する業務 東日本大震災復興資金(制度融資)
商業まちづくり担当	商業まちづくりの復興支援に関する業務

(1) グループ補助金に関する業務

東日本大震災の津波によって被害を受けた中小企業等がグループを組織し、震災前の状態に復旧するための経費に対して概ね3/4を補助する制度です。グループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、グループの構成員の中小企業等に施設・設備の復旧・整備に対して国が1/2、県が1/4を補助します。

また、補助金交付のほか、補助事業で取得した建物や設備について財産処分(譲渡、取壊し、廃棄、担保設定等)をする場合には事前に承認が必要となり、その承認手続きも行っています。

この業務は、これまで18回の公募(平成29年8月末)を実施し、補助事業者にして約1,400者以上、850億円以上を交付決定してきました。

交付手続きから事業完了まで数年を要する場合もあり、現状復旧が完了していない補助事業 者は300者程度で、未完了事業者の対応も大きな事業量になっています。

復旧完了の報告があれば、完了検査等のため現地への出張を実施しています。完了検査は補

助事業を完了させるための必須手続きで、年度末には大量の現地検査が待ち受けています。復 旧を完了した中小企業等が、震災前と同様の活動を再開できるように職員も頑張っています。

グループ補助金は、運用開始当初に比べ現在の申請状況はかなり落ち着いていますが、沿岸の土地・道路の嵩上げ工事等が完了するに伴い申請は増加する見込みです。

今後申請を見込んでいる事業者も多数存在するため、まだまだ本格的な地域の復興には程遠いと感じます。

財産処分については、補助により復旧した設備、特にトラック等の車両が耐用年数になり、 新車に更新する内容の相談が増えてきました。更新は補助対象にはならず、自己負担になりま すが、補助により再開した事業が安定して維持、拡大されていることを確認できるのは嬉しい ことです。

(2) 高度化スキーム貸付

グループ補助金等、施設・設備復旧のための補助制度において必要となる自己資金調達を支援する制度です。施設復旧経費の自己負担部分(概ね 1/4)に対して、公益財団法人いわて産業振興センターを実施機関とし、無利子で融資を行います。当制度は県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人いわて産業振興センターの連携事業であり、実務としては貸付原資の調達、貸付審査、貸付後のフォローアップ等を行いながら、各場面でこの3団体での調整を行います。

また、グループ補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(以下「津波立地補助金」という。)等の補助制度と高度化スキーム貸付はそれぞれ別の制度になりますが、 非常に繋がりが深い業務のため各補助制度についても知識を要します。

震災から6年以上が経過し、借入申請件数が年々減少してきています。しかし、平成30年度以降もこれまで沿岸地工事の進捗状況から仮設店舗で経営を行ってきた事業者の本設移行に伴うグループ補助金・津波立地補助金に関連する借入申請が継続する見込みです。また、高度化スキーム貸付制度は最長5年の返済据置期間設けていますが、この据置期間を終え、平成29年度以降、償還が始まる事業者が増加しています。この償還の本格化に向けて、平成27年度から貸付企業に対する訪問等によるフォローアップを始めていますが、償還を不安に思う事業者の声も聞こえるのが現状です。販売先を失い、売上が震災前の水準に戻らない事業者には、猶予など実態に応じた柔軟な対応が来年度以降必要になると思われます。

(3) 債権買取支援業務

いわゆる二重ローン問題を解消するための支援業務になります。二重ローン問題とは、震災 津波によって被害を受けた事業者が事業休止となり、震災前の借入の返済に窮し、結果として 新規の借入(設備投資)もできないことから事業再開の目途がたたなくなるという問題です。 こういった事業者に対して震災前借入を買取り、返済を一時棚上げすることで金融機関も新た に融資できることとなり事業再開の目途が立つようになります。

この業務は、地元岩手県の金融機関(3銀行、1信用組合)からの出向者やOBの方々で組織され、被災事業者の経営相談や改善等事業者の再生のための総合的な相談窓口となっている

岩手県産業復興相談センターで、二重債務を解消することによって事業再開や財務内容の悪化 による倒産を防止できると判断された企業等について実施しています。

実際の買取は、中小企業基盤整備機構、岩手県及び地元金融機関から出資されているファンド(投資組合)が行っており、買取の案件ごとにファンド構成員が出資することとなっています。

震災前借入の二重債務買取件数は、平成25年度の56件をピークに平成26年度は9件、平成27年度は4件、平成28年度は6件と落ち着いてきていますが、被災地の人口減少等により経営環境は改善されておらず被災企業は不安定な経営状況である企業が多いため、今後もこの仕組みは存続させる必要があると感じています。

(4) 東日本大震災復興資金(制度融資)

東日本大震災により著しい被害を受けた岩手県内に事業所を有する中小企業者に対して、経営の安定に必要な資金を融資する制度です。事業者の民間金融機関からの資金調達をしやすくするため、県が民間金融機関へ貸付原資の預託を行うことで貸付金利を引き下げ、信用保証協会に対し事業者の保証料全額補給及び損失補償等を行います。

この業務は、全体としては利用件数・利用金額ともに第1のピークを平成23年度、第2のピークを平成26年度とした後は減少傾向にありますが、ニーズは依然として高い状況です。

各年度で1,000 件を超える利用案件を四半期ごとに分け、保証料補給の承認・支出を行いますが、過年度分の支払いに新年度分が上乗せされることから、平成29 年度以降も事務量は増加する見込みです。

(5) 商業まちづくりの復興支援に関する業務

土地区画整理事業の進捗に伴い、新たな商店街の形成による地域の商業機能の回復に向けて、商業・サービス業者の本設店舗での事業再開に向けた取組が沿岸被災地全域で加速化しています。

被災商業者の円滑な本設店舗での事業の再開の実現と共に、商店街等で事業再開した商業者 グループの持続的な発展が課題となっています。

そこで、復興商店街等の魅力向上を図るため、地域のにぎわい創出等に関する成功事例や支援制度等について、商業者グループやその支援団体等に対し、アドバイザー派遣やセミナーの開催を通じて助言や普及を行っています。

将来にわたって持続的に運営管理できるよう事業計画の的確な策定や地域コミュニティ機能向上等の取組による地域のにぎわい創出のため、アドバイザー派遣やセミナー開催といったソフト面の支援も重要です。

2 被災地の復旧・復興の状況

震災から6年以上が経過し、沿岸被災地の中でも復興の状況は様々です。

経営支援課が所属する商工観光労働部では、部内の派遣職員や新規採用職員向けに、沿岸各被 災地での復興状況説明研修が実施されています。岩手県全体の復興に向けた取組や各地域の復興 状況の概要について説明を受けた後、防潮堤を建設中の地域や土地の造成が完了して建物が建ち 始めた市街地の様子を見学しました。普段の業務においても、それぞれの地域を取り巻く環境が 異なることから、寄せられる相談の内容は多様であり、地域ごとの状況を実際に見聞きしている ことの重要性を感じています。





建設中の防潮堤

市街地の様子

3 被災地へ派遣となって感じたこと

グループ補助金の業務では、施設・設備の復旧が完了したときに、現地へ出張して完了検査を 実施しています。また、金融担当の業務でも現地で事業者の方を訪問する機会があります。この ような業務は年間を通して実施しているため、地域の復興の進み具合を身近に感じます。

今年の春、中心市街地を嵩上げして整備した土地に初めてとなる大型商業施設がオープンした 地域があります。その商業施設を中核として周辺に次々と店舗がオープンし、新たな中心市街地 としてのにぎわいが創出されつつあります。

短い派遣期間の間ですが、地域の事業者の方々に寄り添い、一緒に復興を考え、貢献したい気持ちで業務に取り組んでいます。